

報告第16号

専決処分した事件の報告について


地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について下記調書のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成20年12月3日

提出者 足立区長 近藤 弥生

損害賠償額決定調書

専決処分年月日	決定額	相手方	事件の概要
平成20年10月4日	947,594円		平成20年3月14日、足立区佐野一丁目21番先の道路で、区職員の運転する公用車が、前方の停止していた車両に追突し、相手方に頸椎捻挫の傷害を負わせた。
平成20年10月22日	57,435円		平成20年9月10日、足立区中川一丁目13番先の道路でゴミ収集作業中の清掃車が、相手方宅の境界フェンスに接触し破損させ、損害を与えた。
平成20年11月11日	162,370円		平成17年10月22日、弘道住区センターの館庭で、サッカーをして遊んでいた児童の蹴ったボールが相手方の顔面に当たり、眼球出血の

			傷害を負わせた。
--	--	---	----------